

## 『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、 模倣品対策に取り組みたい』

### 模倣品対策支援事業

海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対して、模倣品に関する現地侵害調査から行政摘発までの費用の一部を補助します。

#### 対象となる方

海外展開を図る我が国の中小企業のうち、海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む。）

#### 支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、(独)日本貿易振興機構(JETRO)の海外ネットワーク等を通じ、模倣品対策費用の一部について補助金を受けることができます。

#### ■補助対象経費

以下の模倣品対策を現地で実施する費用

- 現地侵害調査：模倣品の製造拠点や流通経路の実態把握や訴訟・取締り申請等の権利行使に必要な証拠を収集する調査を行います。
- 警告：模倣品業者に警告を行います。警告を行うには証拠が必要なため、現地侵害調査等が必要になります。
- 行政摘発等：現地の行政機関に取締り申請することにより、模倣品業者の摘発を行います。また、税関登録に要する費用（ただし調査機関が代行可能なもの）を補助します。申請や登録には証拠が必要なため、現地侵害調査等が必要になります。

■補助率 2/3以内

■上限額 400万円

#### ご利用方法

- (1) JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
- (2) 提出のあった申請書等の審査を行い、採択
- (3) JETROが委託した海外調査機関により模倣品対策を実施
- (4) 海外調査機関による模倣品対策の結果をJETROが申請者に報告

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、下記URLをご参照のうえ、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

[http://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service/](http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)

お問い合わせ先

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

電話：03-3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班

電話：03-3581-1101(2145)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利